産業廃棄物収集運搬業許可(新規・更新)申請書 記載例

様式第六号(第九条の二関係)

(第1面)

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

××年×月×日

大分県知事 殿

※ 事

務

処

理

欄

 申請者
 〒870-××××

 住所
 大分県大分市大手町×丁目×番×号

 氏名
 ××××株式会社

代表取締役 大分 太郎 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 **097-×××-×××**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の 汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類、金属くず、ガラ 種類(当該産業廃棄物に石綿含有産 スくず等、がれき類(以上7種類。ただし、特別管理産 業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄 物、水銀含有ばいじん等が含まれる 業廃棄物を除く。管理型産業廃棄物等については別紙チ 場合は、その旨を含む。)及び積替 え又は保管を行うかどうかを明ら ェック表のとおり) 積替え・保管を含まない。 かにすること。) 事務所 〒870-×××× 大分市大手町×丁目×番×号 電話番号 097-×××-××× 事務所及び事業場の所在地 〒874-×××× 別府市新別府×××番地 事業場 電話番号 0977-××-××× キャブオーバ 2台、ダンプ 1台、タンク車 1台 事業の用に供する施設の種類及び 蓋付ドラム缶 10個、ケミカルドラム缶 2個、 数量 フレコンバック 10個、プラスチックケース 1個 積替え又は保管を行う場合には、積 所在地 大分県××市×× 替え又は保管を行うすべての場所 の所在地及び面積並びに当該場所 産業廃棄物の種類 がれき類、廃プラスチック類、 ごとにそれぞれ積替え又は保管を ガラスくず等 行う産業廃棄物の種類(当該産業廃 (管理型産業廃棄物等については別紙チェック表の 棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使 とおり。) 用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじ 積替保管を行わない場合に 保管上限 ××㎡ ん等が含まれる場合は、その旨を含 は、「なし」と記載する 積み上げ高さ ××m む。)、積替えのための保管上限及 び積み上げることができる高さ

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

					許可番号(申請中の場合	シにけ 由誌年	
既に処理業の許可(他		都道府			月日)	1 にな、中明十	
道府県のものを含む。)			分県	•	04422×××××		
している場合はその許		福	岡県	;	$04002 \times \times \times \times \times \times$		
号(申請中の場合には、年月日)	甲硝	北	海道		令和×年×月×日	申請中	
平月日/					複数許可を有する場合は	 別紙添付も可	
申請者(個人である場合	<u>`</u>)				123,411 13 117 3 30 111		
(ふりがな)				本		籍	
K 名 1	生年	月日				所	
77 71				<u> </u>		171	
()+ 1 - + 7 IE	1 ^ \						
(法人である場							
`` ` ``	がな			住		所	
名 ××××××××××××××××××××××××××××××××××××	****	•					
××××株式会			ブ	:分県大分i	市大手町×丁目×番×号		
法定代理人(申請者が法	第14	条第5項第2	2 号/	に規定する	る未成年者である場合)		
(個人である:				.,-,-,			
	勿口丿	1		f.		hts	
(ふりがな)	生 年	: 月日		本		籍	
氏 名 -				住		所	
(法人である	場合)						
(ふり	がた	٤)		/		=-	
名 名	称			住		所	
と	よいナ. 1	でなる担心	<u>~)</u>				
						- tota	
(ふりがな)			日	7		籍	
氏 名	役	:職 名・呼	称	信	È	所	
						_	
小月(由建学が汗しべき	 、 z +日 /	7)					
役員(申請者が法人であ				r .			
1 (10) 17 01/	生 年			本		籍	
		名・呼称		住		所	
	昭和30)年3月1日	ブ	、分県大分 [™]	市上野丘×丁目×番×号		
│ │ 大分 太郎 ├─	代表	取締役	ノ	分県大分i	†府内町×丁目×番×号		
べっぷ いちろう	昭和35	5年3月1日	ナ	分県別府で	市大字鶴見×××番地		
│ │ 別府 一郎 │	取	双締役	ナ	分県別府で	市新別府×番×号		
おおいた じろう	昭和40)年3月1日	7	分県大分i	市上野丘×丁目×番×号		
大分 次郎	大分 次郎 取締役 大分県大分市府内町×丁目×番×号						
おおいた さぶろう		年3月1日			市上野丘×丁目×番×号		
大分 三郎		<u> </u>			□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		
		^		··· - \	and the second of the second part of the second par		
i i							

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株: 数	式の総		100	0 株	出資の額	1000万円
(ふ り が な) 氏名又は名称		生年月日	保有する株 出資の金額	式の数又は	本	籍
			割	合	住	所
おおいた たろう		昭和30年3	500	株	大分県大分市上野	野丘×丁目×番×号
大分 太郎	3	月1日	50	%	大分県大分市府内	内町×丁目×番×号
× × けんせつかぶ		代表取締役	400	株		
××建設株	式会社	べっぷ じろう 別府 次郎	40		大分県別府市新別	削府×番×号
べっぷ いちろう		昭和35年3	100		大分県別府市大学	P鶴見×××番地
別府 一郎	\$	月1日	10	%	大分県別府市新別	削府×番×号
_						
		る使用人(申請			合)	
(ふりがな			1	本		籍
氏 名		職名・呼和		<u>住</u> ツ ナし取じ ン	TD V # V D	所
おおいた しろう	,	和35年5月1日 別府支店長			<u>丁目×番×号</u> 丁目×番×号	
7 175		<u> </u>	人万乐人	小山州区町~	」日本街本方	
1						

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに 準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に 対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するもの と認められる者を含む。
- 4 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

(第1面)

事業計画の概要

- 1. 事業の全体計画(変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)
 - ① 事業の概要
 - ・大分県内の建設現場から出る廃棄物を収集し、中間処理場及び最終処分場に運搬する。 一部の廃棄物は、自社積替保管場所にて積替え後に、中間処理場及び最終処分場に運搬する。
 - ・大分県内の化学工場から出る汚泥等を収集し、中間処理場に運搬する。
 - ・大分県内の学校施設から出る水銀使用製品産業廃棄物を収集し、中間処理場に運搬する。
 - ② 営業範囲
 - · 大分県、福岡県、北海道
- 2. 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	汚泥	80m³/月	泥状	××化学(株)	該当なし	(株)××クリーン
1				大分県××市××		大分県××市××
2	廃油	5t/月	液状	同上	同上	同上
3	廃酸	1t/月	液状	同上	同上	同上
	廃プラスチック類	20t/月	固体	(株)××産業	同上	(株)××環境
4				大分県××市××		大分県××市××
				他 県内建設現場		
5	金属くず	10t/月	固体	同上	同上	同上
	(管理型を含む)					
6	ガラスくず等	10t/月	固体	同上	同上	同上
	がれき類	5t/月	固体	××建設(株)	大分県××	××××(株)
7				大分県××市××	市××	大分県××市××
				他 県内建設現場		
	廃プラスチック類、ガ	10t/月	固体	同上	同上	同上
8	ラスくず等のうち管					
	理型産業廃棄物					
9	石綿含有産業廃棄物	0. 2t/月	固体	同上	該当なし	同上
10	水銀使用製品産業廃	0.1t/月	固体	県内学校施設	同上	クリーン××(株)
10	棄物					福岡県××市××
11	水銀含有ばいじん等	0.1t/月	固体	××化学(株)	同上	(株)×リサイクル
11			液状	大分県××市××		北海道××市××

備考 取扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

取り扱う産業廃棄物のチェック表

1 管理型産業廃棄物の取り扱い

種類	備考(管理型産業廃棄物の取り払		
1里 知	管理型産業廃棄物の種類	含む	含まない
	自動車等破砕物		0
廃プラスチック類	廃容器包装	0	
	廃プリント配線板	0	
	自動車等破砕物		0
	廃容器包装	0	
金属くず	アプリント配線板		
	鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの	0	
	鉛製の管又は板であって不要物であるもの	0	含まない O O
	自動車等破砕物		0
ガラスくず等	廃ブラウン管 (側面部に限る)	0	
カノハくり寺	廃石膏ボード	0	
	廃容器包装	0	

- ・自動車等破砕物 ・・・ 自動車 (原動機付自転車を含む。) 若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部 の破砕に伴って生じたものをいう。
- ・廃プリント配線板 ・・ 鉛を含むはんだが使用されているものに限る。
- ・廃 容 器 包 装 ・・・ 固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの (別表第五の下欄に掲げる物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように 分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬、又は処分の際にこれらの物質が混入

し又は付着したことがないものを除く。)をいう。

*別表第五の下欄に掲げる物質

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、 $1\cdot 2$ — ジクロロエタン、 $1\cdot 1$ — ジクロロエチレン、 $1\cdot 1$ — トリクロロエタン、 $1\cdot 1\cdot 2$ — トリクロロエタン、 $1\cdot 3$ — ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、 $1\cdot 4$ — ジオキサン

2 石綿含有産業廃棄物の取り扱い

種 類	含む	含まな い
石綿含有産業廃棄物	0	

・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超 えて含有するもの(廃石綿等を除く。)。

3 汚泥の取り扱い

種	類	X	分	含む	含まない
ኍ	沪	有機汚泥		0	
汚	泥	無機汚泥		0	

- ・有機汚泥とは、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液から生ずる汚泥、動植物性原料を使用する各種製造業の廃水処理後に生ずる汚泥(動植物性残渣)、ビルピット汚泥など有機物を含む汚泥である。
- ・無機汚泥とは、土木工事現場や浄水場、金属メッキ工場などから出る廃汚水からの無機質のみの汚泥である。 代表的なものとしては、赤でい、けい薬土かす、炭酸カルシウムかす、廃白土、浄水場の沈でん池より生ずる 汚泥がある。

4 水銀使用製品産業廃棄物の取り扱い

種類	含む	含まない
水銀使用製品産業廃棄物	0	

次の①~③の製品が産業廃棄物となったもの

- ①「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」(平成 27 年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品のうち、①表 A,B の製品。
- ② ①の製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品(①の製品名の後に※印がある製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品及び顔料が塗布された製品を除く。)
- ③ ②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

製品	判別方法	水銀 回収義務
-次電池		
水銀電池	品番が「NR」「MR」で始まるもの。	
空気亜鉛電池	品番が「PR」で始まるもの・空気穴が開いているもので、且つ国内 メーカーのものであれば、水銀が使用されていると考えられる。	
並光ランプ(※)		
直管形、環形、角形、コンパクト形	(品番が[F]で始まるものを含むすべてのもの)	
電球形蛍光ランプ	(品番が[EF]で始まるものを含むすべてのもの)	
無電極、冷陰極、外部電極	日本照明工業会[事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排 出について ³⁾¹ 」を参照。	
HIDランプ(※)、放電ランプ(※)	日本照明工業会[事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排 出について ^{注)1}]を参照。	
農薬	包装等に成分の表示あり。昭和48年以降は使用禁止。	
気圧計、湿度計、ガラス製温度計、 水銀体温計、水銀式血圧計、握力計	目視で金属水銀の封入が確認可能。	0
夜柱形圧力計、弾性圧力計(※)キシ²、 圧力伝送器(※)キシ²、真空計(※)、 K銀充満圧力式温度計(※)	目虚板又は銘板で情報提供されている例が多い。その他説明書、 カタログ、メーカーHPで確認可能。	0
温度定点セル	説明書等の記載を参照。	
領料(※)	名称(水銀朱、辰砂)から判別可能。	
ポイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る)、水銀抵抗原 器、周波数標準機(※)	特殊品のため水銀含有は自明。	
灯台の回転装置、水銀トリム・ ヒール調整装置、差圧式流量 計、傾斜計	特殊品のため水銀含有は自明。	0
参照電極	使用目的から水銀含有は自明。	
医薬品		
チメロサールを含む医薬品	添付文書に記載。	
マーキュロクロムを含む医薬品	有効成分の表示あり。名称からも判別可能。	
塩化第二水銀を含む医薬品	成分表示、名称、又は用途から判別可能。	
水銀等の製剤	毒劇法に基づき包装等に成分の表示あり。	
)1日本駅明工業会「事業者向け水銀使用ラン)2ダイアフラム式のものに限る。 表B. 水銀が目視で確認できる場	プの分別・国収及び排出について」 http://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/ 場合に対象となる製品	jigyo.htm#sl
製品	判別方法	水銀回収義程

5 水銀含有ばいじん等の取り扱い

種類	含	む	含まない
水銀含有ばいじん等	0)	

取り扱う産業廃棄物のチェック表 (積替保管)

積替保管を行う場合は、別途作成すること。

1 管理型産業廃棄物の取り扱い

1 自注主法未为以及以							
 	備考(管理型産業廃棄物の取り	扱い)					
1里 規	管理型産業廃棄物の種類	含む	含まない				
	自動車等破砕物		0				
廃プラスチック類	廃容器包装	0					
	廃プリント配線板	0					
	自動車等破砕物		0				
	廃容器包装						
金属くず	廃プリント配線板						
	鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの						
	鉛製の管又は板であって不要物であるもの		0				
	自動車等破砕物		0				
」 ガラスくず等	廃ブラウン管 (側面部に限る)	0					
7 / / / / 7	廃石膏ボード	0					
	廃容器包装	0					

- ・自動車等破砕物 ・・・ 自動車 (原動機付自転車を含む。) 若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部 の破砕に伴って生じたものをいう。
- ・廃プリント配線板 ・・ 鉛を含むはんだが使用されているものに限る。
- ・廃 容 器 包 装 ・・・ 固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの

(別表第五の下欄に掲げる物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように 分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬、又は処分の際にこれらの物質が混入 し又は付着したことがないものを除く。)をいう。

*別表第五の下欄に掲げる物質

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、 $1 \cdot 2 -$ ジクロロエタン、 $1 \cdot 1 -$ ジクロロエチレン、 $1 \cdot 1 -$ トリクロロエタン、 $1 \cdot 1 -$ ジフロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、 $1 \cdot 4 -$ ジオキサン

2 石綿含有産業廃棄物の取り扱い

種 類	含	む	含まな い
石綿含有産業廃棄物			0

・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの(廃石綿等を除く。)。

3 汚泥の取り扱い

	種	類		区	分	含	む	含まな い
Ī	汗	沪	有機汚泥					
	15	泥	無機汚泥					

- ・有機汚泥とは、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液から生ずる汚泥、動植物性原料を使用する各種製造業の廃水処理後に生ずる汚泥(動植物性残渣)、ビルピット汚泥など有機物を含む汚泥である。
- ・無機汚泥とは、土木工事現場や浄水場、金属メッキ工場などから出る廃汚水からの無機質のみの汚泥である。 代表的なものとしては、赤でい、けい薬土かす、炭酸カルシウムかす、廃白土、浄水場の沈でん池より生ずる 汚泥がある。

4 水銀使用製品産業廃棄物の取り扱い

種 類	含	む	含まな い
水銀使用製品産業廃棄物			0

次の①~③の製品が産業廃棄物となったもの

- ①「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」(平成27年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号)第2条第1号又は第3号に該当する水銀使用製品のうち、①表 A.B の製品。
- ② ①の製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品(①の製品名の後に※印がある製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品及び顔料が塗布された製品を除く。)
- ③ ②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

水銀体温計、水銀式血圧計、握力計 液柱形圧力計、弾性圧力計(※)型2、 圧力伝送器(※)型2、真空計(※)、 水銀充満圧力式温度計(※) 温度定点セル	水銀回収襲和	判別方法	製品	
空気亜鉛電池			-次電池	
ボーカーのものであれば、水銀が使用されていると考えられる。 並光ランプ(※) ・		品番が「NR」「MR」で始まるもの。	水銀電池	
■管形、環形、角形、コンパクト形 (品番が[F]で始まるものを含むすべてのもの) 電球形蛍光ランプ (品番が[EF]で始まるものを含むすべてのもの) 無電極、冷陰極、外部電極 日本照明工業会[事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について割り」を参照。 日本照明工業会[事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について割り」を参照。 要等に成分の表示あり。昭和48年以降は使用禁止。 目視で金属水銀の封入が確認可能。 水銀大温圧計、ガラス製温度計、水銀大山圧計、握力計 液柱形圧力計、弾性圧力計(※)ぶ2、其空計(※)、水銀充満圧力式温度計(※) とのに送器(※)ぶ2、真空計(※)、水銀充満圧力式温度計(※) とのに送器(※)ぶ2、真空計(※)、水銀充満圧力式温度計(※) とのに送器(※)が2、真空計(※)、水銀充満圧力式温度計(※) とのに表した必然のでは、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別では、表別			空気亜鉛電池	
電球形蛍光ランプ 無電極、冷陰極、外部電極 日本照明工業会[事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について型・1を参照。 日本照明工業会[事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について型・1を参照。 日本照明工業会[事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について型・1を参照。 で表等に成分の表示あり。昭和48年以降は使用禁止。 日視で金属水銀の封入が確認可能。 水銀大温圧計、ガラス製温度計、水銀大血圧計、推力計 液柱形圧力計、弾性圧力計(※)型2、 王力伝送器(※)型2、真空計(※)、 水銀充満圧力式温度計(※) 出度定点セル 説明書等の記載を参照。 経済に分の表示あり。昭和48年以降は使用禁止。 日視で金属水銀の封入が確認可能。 が銀充満圧力式温度計(※) とのに送器(※)型2、真空計(※)、 水銀充満圧力式温度計(※) を存り、メーカーHPで確認可能。 説明書等の記載を参照。 を称(水銀朱、辰砂)から判別可能。 特殊品のため水銀合有は自明。 を称(水銀朱、辰砂)から判別可能。 特殊品のため水銀合有は自明。 を素品 デメロサールを含む医薬品 検用目的から水銀含有は自明。 「チメロサールを含む医薬品 を用目的から水銀含有は自明。 素付文書に記載。 マーキュロクロムを含む医薬品 有効成分の表示あり。名称からも判別可能。 東重なの表示、名称、又は用途から判別可能。 東重なの表示。と称からも判別可能。 東重なの表示。と称からも判別可能。 東重なの表示。と称からも判別可能。 東重なの表示。と称からも判別可能。 東本の表示。と称からも判別可能。 東本の表示を表示。と称からも判別可能。 東本の表示を表示。又は用途から判別可能。 東本の表示を表示。又は用途から判別可能。 東本の表示を表示。又は用途から判別可能。 東本の表示を表示。又は用途から判別可能。 東本の表示を表示。又は用途から判別可能。 東本の表示を表示。又は用途から判別可能。 東本の表示を表示。又は用途から判別可能。			6光ランプ(※)	
無電極、冷陰極、外部電極 日本照明工業会[事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について割りを参照。 日本照明工業会[事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について割りを参照。 要素 包装等に成分の表示あり。昭和48年以降は使用禁止。 同様で金属水銀の封入が確認可能。 水銀大温に計、が銀式血圧計、握力計 液柱形圧力計(※)部2、真空計(※)、水銀充満圧力式温度計(※)。 出度定点セル 説明書等の記載を参照。 経済(※)部2、真空計(※)、水銀充満圧力式温度計(※) 名称(水銀朱、辰砂)から判別可能。 がまれて、こ流体サイクルに用いられるものに限る)、水銀抵抗原器、周波数標準機(※) 「一、二流体サイクルに用いられるものに限る)、水銀抵抗原器、周波数標準機(※) 「一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、		(品番が[F]で始まるものを含むすべてのもの)	直管形、環形、角形、コンパクト形	
田について割りを参照。 日本照明工業会(事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について取りを参照。 日本照明工業会(事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について取りを参照。 日表照明工業会(事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について取りを参照。 日表で上の表表に成分の表示あり。昭和48年以降は使用禁止。 日表で全属水銀の封入が確認可能。 水銀在形圧力計、弾性圧力計(※)部2 五力伝送器(※)部2。夏空計(※)、 水銀充満圧力式温度計(※) 日虚板又は銘板で情報提供されている例が多い。その他説明書、カタログ、メーカーHPで確認可能。 が銀充満圧力式温度計(※) 説明書等の配載を参照。 日表で点セル 説明書等の配載を参照。 日本に必要である。水銀低抗原を表示の配式を参照。 日本のに限る)、水銀抵抗原を表示のため水銀合有は自明。 日本の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、差圧式流量計、傾斜計 参照電極 使用目的から水銀合有は自明。 「手メロサールを含む医薬品 有効成分の表示あり。名称からも判別可能。 「本付文書に記載。「マーキュロクロムを含む医薬品 有効成分の表示あり。名称からも判別可能。 「本付文書に記載。「マーキュロクロムを含む医薬品 成分表示。名称、又は用途から判別可能。 「本付文書に記載。「本の表示がより判別可能。 「本の表示、本の表示の表示の表示の表示の表示の表示の表示の表示の表示の表示の表示の表示。」 「本の表示、本の表示の表示の表示の表示の表示の表示の表示の表示の表示。」 「本の表示、本の表示を表示、ない、表示、表示、表示、表示、表示、表示、表示、表示、表示、表示、表示、表示、表示、		(品番が[EF]で始まるものを含むすべてのもの)	電球形蛍光ランプ	
世について即りを参照。 世表等に成分の表示あり。昭和48年以降は使用禁止。 日視で金属水銀の封入が確認可能。 水銀体温計、水銀式血圧計、握力計 液柱形圧力計、弾性圧力計(※))却2、 正力 伝送器(※)対2、真空計(※)、 水銀充満圧力式温度計(※) 固度定点セル			無電極、冷陰極、外部電極	
気圧計、湿度計、ガラス製温度計、 水銀体温計、水銀式血圧計、握力計 液柱形圧力計、弾性圧力計(※)治2、 正力伝送器(※)治2、真空計(※)、 水銀充満圧力式温度計(※) 目虚板又は銘板で情報提供されている例が多い。その他説明書、 カタログ、メーカーHPで確認可能。 説明書等の記載を参照。 類料(※)			IIDランプ(※)、放電ランプ(※)	
 水銀体温計、水銀式血圧計、掘力計 液柱形圧力計、弾性圧力計(※)治2、 正力伝送器(※)治2、真空計(※)、 水銀充満圧力式温度計(※) 温度定点セル 競別書等の記載を参照。 競明書等の記載を参照。 競料(※) 名称(水銀朱、辰砂)から判別可能。 がボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る)、水銀抵抗原器、周波数標準機(※) げつの回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、差圧式流量計、傾斜計 参照電極 使用目的から水銀含有は自明。 を薬品 デメロサールを含む医薬品 塩化第二水銀を含む医薬品 塩化第二水銀を含む医薬品 塩化第二水銀を含む医薬品 塩化第二水銀を含む医薬品 塩化第二水銀を含む医薬品 塩化第二水銀を含む医薬品 ・水銀等の製剤 ・新熱に基づき包装等に成分の表示あり。 ・水銀等の製剤 ・野動法に基づき包装等に成分の表示あり。 ・水銀等の製剤 ・・大銀では、大銀では、大銀では、大銀では、大銀では、大銀では、大銀では、大銀では、		包装等に成分の表示あり。昭和48年以降は使用禁止。	農薬	
王力伝送器(※)治2、真空計(※)、 水銀充満圧力式温度計(※) 温度定点セル	0	目視で金属水銀の封入が確認可能。	気圧計、湿度計、ガラス製温度計、 水銀体温計、水銀式血圧計、握力計	
類料(※) 名称(水銀朱、灰砂)から判別可能。 ポイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る)、水銀抵抗原 器、周波数標準機(※) 打台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、差圧式流量 計、類斜計 参照電極 使用目的から水銀含有は自明。 医薬品 添付文書に記載。 マーキュロクロムを含む医薬品 有効成分の表示あり。名称からも判別可能。 塩化第二水銀を含む医薬品 成分表示、名称、又は用途から判別可能。 水銀等の製剤 寿劇法に基づき包装等に成分の表示あり。)1 日本無明工業会[事業者向け水銀使用ランプの分別・風収及び排出について」 http://www.jima.or.jp/kankyo/euigin/jig	0		液柱形圧力計、弾性圧力計(※) ^{注)2} 、 圧力伝送器(※) ^{注)2} 、真空計(※)、 水銀充満圧力式温度計(※)	
ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る)、水銀抵抗原器、周波数標準機(※) 打合の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置、差圧式流量計、傾斜計・ 参照電極 使用目的から水銀含有は自明。 医薬品 添付文書に記載。 ※付文書に記載。 マーキュロクロムを含む医薬品 有効成分の表示あり。名称からも判別可能。 塩化第二水銀を含む医薬品 成分表示、名称、又は用途から判別可能。 水銀等の製剤 寿創法に基づき包装等に成分の表示あり。 いはまでの製剤 寿創法に基づき包装等に成分の表示あり。 いは101 日本照明工業会(事業者向け水銀使用ランプの分別・風収及び排出について」 http://www.jima.or.jp/kankyo/euigin/jig		説明書等の記載を参照。	温度定点セル	
れるものに限る)、水銀抵抗原 器、周波数標準機(※) ドール調整装置、光銀トリム・ ヒール調整装置、差圧式流量 計、領斜計 参照電極 使用目的から水銀含有は自明。 医薬品 ボイン書に記載。 マーキュロクロムを含む医薬品 有効成分の表示あり。名称からも判別可能。 塩化第二水銀を含む医薬品 成分表示、名称、又は用途から判別可能。 水銀等の製剤 寿劇法に基づき包装等に成分の表示あり。 ()1 日本照明工業会(事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」 http://www.jima.or.jp/kankyo/euigin/jig		名称(水銀朱、辰砂)から判別可能。	頁料(※)	
ビール調整装置、差圧式流量 計、傾斜計 参照電極 使用目的から水銀含有は自明。 医薬品 ボイ文書に記載。 マーキュロクロムを含む医薬品 有効成分の表示あり。名称からも判別可能。 塩化第二水銀を含む医薬品 成分表示、名称、又は用途から判別可能。 水銀等の製剤 寿劇法に基づき包装等に成分の表示あり。)1 日本照明工業会(事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」 http://www.jima.or.jp/kankyo/euigin/jig		特殊品のため水銀含有は自明。	れるものに限る)、水銀抵抗原	
医薬品 デメロサールを含む医薬品 添付文書に記載。 マーキュロクロムを含む医薬品 有効成分の表示あり。名称からも判別可能。 塩化第二水銀を含む医薬品 成分表示。名称、又は用途から判別可能。 水銀等の製剤 毒劇法に基づさ包装等に成分の表示あり。)1 日本照明工業会(事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」 http://www.jima.or.jp/kankyo/euigin/jig	0	特殊品のため水銀含有は自明。	ニール調整装置、差圧式流量	
デメロサールを含む医薬品 添付文書に記載。 マーキュロクロムを含む医薬品 有効成分の表示あり。名称からも判別可能。 塩化第二水銀を含む医薬品 成分表示。名称、又は用途から判別可能。 水銀等の製剤		使用目的から水銀含有は自明。	診照電極	
マーキュロクロムを含む医薬品 有効成分の表示あり。名称からも判別可能。 塩化第二水銀を含む医薬品 成分表示、名称、又は用途から判別可能。 水銀等の製剤 毒劇法に基づき包装等に成分の表示あり。)1日本照明工業会(事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」 http://www.jima.or.jp/kankyo/euigin/jig			医薬品	
塩化第二水銀を含む医薬品 成分表示、名称、又は用途から判別可能。 水銀等の製剤 毒劇法に基づさ包装等に成分の表示あり。)1日本無明工業会[事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」 http://www.jima.or.jp/kankyo/suigin/jig		添付文書に記載。	チメロサールを含む医薬品	
水銀等の製剤 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		有効成分の表示あり。名称からも判別可能。	マーキュロクロムを含む医薬品	
) 1 日本照明工業会[事業者向け水銀使用ランプの分別・回収及び排出について」 http://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/jig		成分表示、名称、又は用途から判別可能。	塩化第二水銀を含む医薬品	
		毒劇法に基づさ包装等に成分の表示あり。	k銀等の製剤	
表B. 水銀が目視で確認できる場合に対象となる製品	gyo.htm#s		2 ダイアフラム式のものに戻る。	
製品判別方法	水銀 回収義¥	判別方法	製品	

5 水銀含有ばいじん等の取り扱い

- の一次数目行法、これ行う水グ級、		
種類	含む	含まな い
水銀含有ばいじん等		0

水銀含有ばいじん等(産業廃棄物)

水銀含有ばいじん等の対象

水銀又はその化合物に汚染されたものが廃棄物となったものが水銀汚染物ですが、そのうち、特別管理産業廃棄物に該当しない廃棄物で、次の条件に該当するものが水銀含有ばいじん等として扱われます。また、水銀を一定以上含む水銀含有ばいじん等は、その処分・再生時に水銀回収が義務付けられています。

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
燃え殻、鉱さい、 ばいじん、汚泥	水銀 ^注 を15mg/kgを超えて含有するもの	水銀 ^注 を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸・廃アルカリ	水銀注を15mg/Lを超えて含有するもの	水銀½を1,000mg/L以上含有するもの
注 水銀化合物に含まれる	6水銀を含む。	

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバ	大分×あ××××	1,000 kg	××××株式会社	
2	キャブオーバ	大分×い××××	1,500kg	××××株式会社	
3	ダンプ	福岡×う××××	3,000kg	株式会社××運輸	
4	タンク車	大分×え××××	10,000kg	××××株式会社	
5					
6					
7					
8					
9					
1 0					

事務所の所在地

大分市大手町×丁目×番×号

サカカハ マハハコエンE

別府市新別府×××番地

駐車場の所在地

※ 付近の見取図を添付すること。

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用 途	容量	備考	
蓋付ドラム缶	汚泥、廃油、水銀含有ばいじん 等	200L	10 個	
ケミカルドラム缶	廃酸	200L	2 個	
	廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず等、がれき類、 石綿含有産業廃棄物	1 m³	10 個	
プラスチックケース	水銀使用製品産業廃棄物	1.3m×0.3m×0.3m	1個	

- (3) 積替施設又は保管施設の概要
 - ① 所在地 大分県××市××

② 概要

積換・保管を行 う産業廃棄物又	能	カ	相	講造(材質)	保管上限		
は特別管理産業 廃棄物の種類	面積 (㎡)	容量 (m³)	床	側壁	屋根	積み上 げ高さ (m)	1 日あたり の平均搬出 量×7日分
がれき類	××	××	コンクリート	コンクリート	なし	××	〇t×7 日= 〇〇t
廃プラスチック 類、ガラスくず 等のうち管理型 産業廃棄物	××	××	コンクリート	コンクリート	スレート	— (屋内)	Ot×7 ∃= OOt

[※] 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の 見取り図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

(1) 車両ごとの用途

① キャブオーバ

汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類 (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。) (※蓋付きドラム缶、ケミカルドラム缶、フレコンバック、プラスチックケースを使用)

② ダンプ

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類 (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。) (※フレコンバックを使用)

③ タンク車

汚泥

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含まない。)

- (2) 収集運搬業務を行う時間 9時~17時(休憩 12時~13時)
- (3) 休業日

日曜、祝祭日、年末年始(12月28日~1月3日)

従業員数の内訳

××年××月××日現在

申請者の登	の 10 で準用	相談役、顧問 等申請者の登 記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
4人	1人	0人	1人	5人	5 人 (運転手2人 と兼務)	0人	14人

5. 環境保全措置の概要(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置 を含む。)

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・道路交通法を遵守し、著しい騒音や振動が発生しないように注意する。
- ・廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、がれき類はキャブオーバ及びダンプに積載後、荷台にシート掛けを行い、飛散・流出を防止する。必要に応じ、フレコンバックを使用する。
- ・汚泥、廃油は蓋付きドラム缶に収納し、キャブオーバに積載後、ロープで固定することで、 飛散・流出を防止する。必要に応じてシートで覆う。
- ・廃酸はケミカルドラム缶に収納し、キャブオーバに積載後、ロープで固定することで、飛 散・流出を防止する。必要に応じてシートで覆う。
- ・臭気のある汚泥は、タンク車で収集し、悪臭等が漏洩しないように注意して運搬する。
- ・石綿含有産業廃棄物は、他の廃棄物と混ざらないようにフレコンバックに入れて運搬し、 飛散・流出・混合を防止する。
- ・石綿含有産業廃棄物は、切断や破砕を行わず原形のまま運搬する。やむをえずに切断等を 行う場合は、散水等により十分に湿潤化した上で、積込みに必要な最小限度の破砕又は切 断を行う。
- ・水銀使用製品産業廃棄物は、他の廃棄物と混ざらないようにプラスチックケースに入れ、 破損しないように運搬する。
- ・水銀含有ばいじん等は、蓋付きドラム缶に収納し、キャブオーバに積載後、ロープで固定 することで、飛散・流出を防止する。高温にさらされないよう、必要に応じてシート等で 覆う。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

積替保管を行う場合は、記載すること。

- ・保管場所には囲いを設け、作業を行わないときは施錠して第三者が立ち入れないようにす る。
- ・積替え作業を行う際には、飛散・流出しないよう散水し、周りに人がいないことを確認した上で、慎重に作業を行う。また、強風、大雨の際には作業をしない。
- ・地下浸透の防止のため、コンクリート製の床を設ける。
- ・管理型産業廃棄物については、降雨を防ぐため、屋根の下で保管する。
- ・安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物が混合しないよう、コンクリート製の壁で保管場所を区切る。

車両ごとに作成すること。

自動車登録番号又 大分×あ××××	
は車両番号	
写真の方向等について図示するのが望ましい。	
分类 事项	
前 注意事項 ・車両の前面(真正面)を撮影すること	ل
・ナンバープレートが確認できること。	
面	
写	
真	
側注意事項	
・車両の側面(真横)を撮影すること。	
面 ・名称等の車体の表示が確認できること	`
収集運搬車」 「会社名(事業者	
写表示されていること。	
車体の表示が読み取れない場合	には、表示部分を拡大した
真 写真も添付すること。	J
-	

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	蓋付ドラム缶	用途	汚泥、 ん等	廃油、	水銀含有ばいじ
注意事項					
	体が写るように撮影すること。				
		撮影		X X ^在	F×月×日

運搬容器等の名称	ケミカルドラム缶	用途	廃酸
注意事項	//		
容器等の全	:体が写るように撮影すること。	0	
		撮影	××年×月×日

事業の開始に要する資金が必要無い場合は 「既存の施設等があり、新たな資金は必要ない。」と記載する。

(第8面)

	内	1	訳				金	7	額(千円)	
事資)開好 ≥ σ	台に要) 総			20, 500				
只	77/	土	/ /IVLS	地	購入費	5, 000				
		事	務	所	 造成費	2, 500	建設費	5, 000		
			[運搬	車両	購入費	2, 000				
		積を	非保管	施設	造成費	2, 000	建設費	4, 000		
	自	2	資	金		10, 000				
調	借	1	入	金		10, 500				
達	(借入	.先名)							
方		00	銀行			10, 500				
/3										
法	そ		の	他						
	増			資						

(第9面)

資産に関する調書(個人用) ××年×月×日現在 資産の種別 内 容 数 量 価格、金額(千円) ○○銀行預金 現金預金 3,000 有価証券 未収入金 売 掛 金 受取手形 自宅宅地 $110\,\mathrm{m}^2$ 20,000 土 駐車場土地 建 物 自宅 1棟 12,000 備 品 ダンプ 3,000 車 1台 その他 資 産 計 38,000 負債の種別 価格、金額(千円) 数 内 容 量 長期借入金 〇×銀行 19,000 短期借入金 500 △□銀行 未払金 預り金 前受金 買掛金 支払手形 その他 債 計 19,500 負

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

××年×月×日

大分県知事様

申請者

住所大分県大分市大手町×丁目×番×号氏名××××株式会社代表取締役大分太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)